

大和市統括保健師設置規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 8 日

大和市長 古谷田 力

大和市規則第 1 5 号

大和市統括保健師設置規則

(設置等)

第 1 条 本市に統括保健師を置く。

2 統括保健師は、市長が任免する。

(職務)

第 2 条 統括保健師は、市長の命を受け、次の事項を所掌する。

- (1) 保健師の保健活動の組織横断的な総合調整及び推進に関すること。
- (2) 保健師の技術的及び専門的側面からの指導及び調整に関すること。
- (3) 保健師の人材育成に関すること。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。